

刈谷市下水道事業経営戦略の改定 及び使用料体系について

令和 7 年 1 月

1.下水道事業経営戦略改定案に対する パブリックコメント実施結果について

2.下水道使用料の改定について

1.下水道事業経営戦略改定案に対する パブリックコメント実施結果について

2.下水道使用料の改定について

1.パブリックコメントの実施結果

意見内容	回答
<p>下水道未整備地区への整備計画について全く触れられていません。</p> <p>整備を待っている地域の方々へ明確に計画を提示すべきと考えます。</p> <p>合併浄化槽は負担が大きいため下水道整備の拡大を希望します。</p>	<p>経営戦略改定案の32ページに、下水道が未整備の市街化調整区域については、採算性や地域性を考慮し、整備効果が見込まれる区域の整備を優先し、その他の区域については整備のあり方を検討することを示しております。</p> <p>また、市街化区域の下水道整備は、土地の利用状況や地形的な制約などから整備が完了していない区域については、未整備区域の状況の進展に合わせて、整備手法や進め方などを検討することとしております。</p>

1. 下水道事業経営戦略改定案に対する
パブリックコメント実施結果について

2. 下水道使用料の改定について

2.下水道使用料の改定について

経営戦略
改定の方向性

- ◆ 現状のままでは毎年約3億円の収入不足を一般会計からの繰入金で賄う状況が続く
一般会計に依存した不安定な経営状況から脱するため、独立採算の原則に基づいた**基準外繰入金の具体的な削減目標の設定**
- ◆ 既存の取組だけでは現経営戦略の目標達成は困難
目標達成のための新たな手段（収入増加・支出削減）の検討



**計画期間内（令和14年度まで）の具体的な目標として、経費回収率100%以上を目指すとともに、収益的収支における基準外繰入金を解消する。
そのためには、使用料改定も含めて検討していく必要がある。**

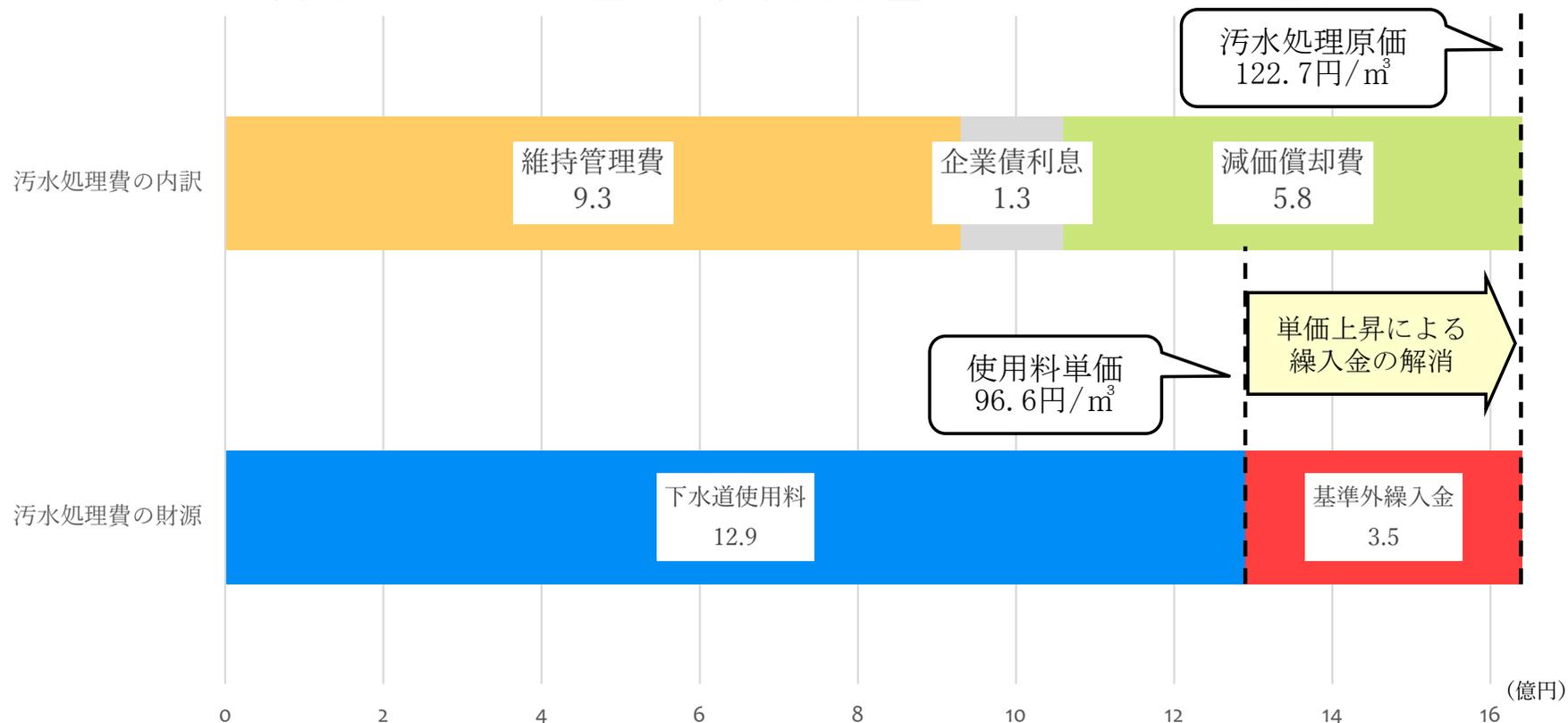
2. 下水道使用料の改定について

適正な使用料の設定についての考え方（改定案p.36）

○令和5年度の下水道使用料及び汚水処理費の状況

下水道使用料	汚水処理費	経費回収率
約12.9億円 (96.6円/m ³)	約16.4億円 (122.7円/m ³)	78.7%

※括弧内はそれぞれの金額を年間有収水量で除した1m³あたりの金額



2.下水道使用料の改定について

目標達成に必要な使用料単価の水準

○令和14年度までの汚水処理原価の推計

	汚水処理費(千円) (A)	有収水量(m ³) (B)	汚水処理原価(円/m ³) (A÷B)
令和8年度	1,668,777	14,263,883	117.0
令和9年度	1,693,230	14,494,786	116.8
令和10年度	1,700,508	14,530,579	117.0
令和11年度	1,704,404	14,566,349	117.0
令和12年度	1,707,212	14,603,353	116.9
令和13年度	1,710,325	14,628,370	116.9
令和14年度	1,721,058	14,669,089	117.3

○経営戦略改定案での使用料改定後の推計で採用した**使用料単価は123円/m³**
 ⇒令和5年度の実績値を参考に、不測の支出増加への備えや将来的な投資財源確保及び資本的収支基準外繰入金の早期解消に向けて、汚水処理原価から余裕を持たせた水準が望ましい。

2.下水道使用料の改定について

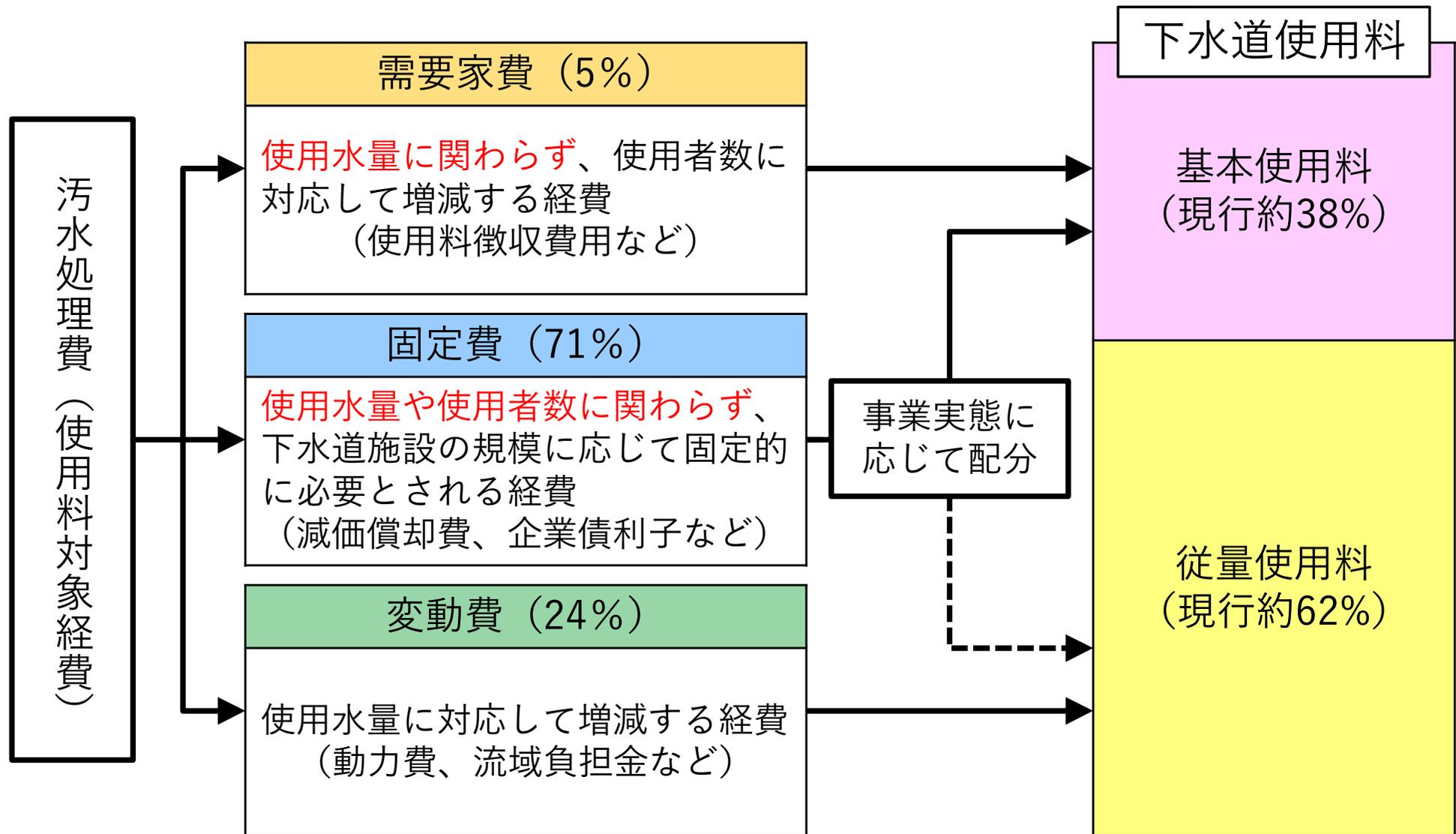
刈谷市の使用料体系の経過

※1ヶ月当たりの使用料（税抜）

種 別	区 分	汚 水 量	改定前使用料 (平成元年度)	現行使用料 (平成25年度)
一般汚水	基本使用料		700円	700円
	従量使用料 <1m ³ につき>	10m ³ まで	(基本水量制) 0円	10円
		10m ³ 超～20m ³	70円	70円
		20m ³ 超～40m ³	80円	100円
		40m ³ 超～100m ³	90円	115円
		100m ³ 超～500m ³	110円	135円
		500m ³ 超	145円	180円
公衆浴場 汚水	上記区分に同じ	一般汚水に同じ	一般汚水として算定 した額の2分の1	一般汚水として算定 した額の2分の1
臨時汚水		1m ³ につき	200円	200円

2. 下水道使用料の改定について

汚水処理費（使用料対象経費）の分解と下水道使用料への配賦



2. 下水道使用料の改定について

現行使用料体系での使用水量別分布状況（令和5年度実績）

2か月使用水量	使用料収入	調定件数	使用水量
0～20m ³ （小口）※単身世帯	13%	37%	8%
21～100m ³ ※一般世帯、事務所、コンビニ	50%	60%	60%
101m ³ 以上（大口）※飲食店他 主に事業者	37%	3%	32%



2. 下水道使用料の改定について

下水道使用料の他団体比較（1ヶ月当たり・税抜）



※安城市、豊田市、みよし市は令和7年度の下水道使用料改定後の額

2.下水道使用料の改定について

使用料体系案の概要

	使用料体系設定の方針	
使用料体系案①	全水量区分を均一	全ての使用者の負担増加割合が平均改定率に近くなるよう設定
使用料体系案②	低使用水量区分に重点	全体の有収水量の約6割を占める20m ³ /月までの区分の改定率を重視
使用料体系案③	高使用水量区分に重点	一般家庭における負担増を抑制し、中規模以上の使用者の改定率を重視

2. 下水道使用料の改定について

使用料体系案①

○使用料単価123円/m³

各使用水量帯での使用料増加割合が均一になるように配分

1ヶ月当たり		改定後使用料 (改定率)
基本使用料		900円 (+28.6%)
従量 使用 料	～10m ³	13円 (+30.0%)
	～20m ³	89円 (+27.1%)
	～40m ³	128円 (+28.0%)
	～100m ³	147円 (+27.8%)
	～500m ³	172円 (+27.4%)
	500m ³ 超	230円 (+27.8%)
臨時汚水		256円 (+28.0%)

モデルケース別の使用料増加（2ヶ月の使用料）

世帯人数 (平均水量)	現行 使用料	改定後 使用料	増加額 (増加割合)
1人 (16m ³)	1,716円	2,208円	+492円 (+28.7%)
2人 (30m ³)	2,530円	3,245円	+715円 (+28.3%)
3人 (40m ³)	3,300円	4,224円	+924円 (+28.0%)
4人 (46m ³)	3,960円	5,068円	+1,108円 (+28.0%)
5人 (56m ³)	5,060円	6,476円	+1,416円 (+28.0%)

全ての使用者の使用料増加割合が、使用料単価96円/m³→123円/m³の増加率である約28%になるべく近い数値となるように従量使用料を設定。

2. 下水道使用料の改定について

使用料体系案②

○使用料単価123円/m³

大口使用者の使用水量減少傾向を受けて、**低使用水量区分の増加割合を重視**

モデルケース別の使用料増加（2ヶ月の使用料）

1ヶ月当たり		改定後使用料 (改定率)
基本使用料		950円 (+35.7%)
従量 使用 料	～10m ³	14円 (+40.0%)
	～20m ³	91円 (+30.0%)
	～40m ³	124円 (+24.0%)
	～100m ³	139円 (+20.9%)
	～500m ³	162円 (+20.0%)
	500m ³ 超	214円 (+18.9%)
臨時汚水		256円 (+28.0%)

世帯人数 (平均水量)	現行 使用料	改定後 使用料	増加額 (増加割合)
1人 (16m ³)	1,716円	2,336円	+620円 (+36.1%)
2人 (30m ³)	2,530円	3,399円	+869円 (+34.3%)
3人 (40m ³)	3,300円	4,400円	+1,100円 (+33.3%)
4人 (46m ³)	3,960円	5,218円	+1,258円 (+31.8%)
5人 (56m ³)	5,060円	6,582円	+1,522円 (+30.1%)

低使用水量区分の改定率を厚くすることで、大口使用者の水量が減少しても他の案に比べ比較的影響が少なく、安定した使用料収入が得られる。

2. 下水道使用料の改定について

使用料体系案③

○使用料単価123円/m³

一般家庭の負担増を抑え、

中規模以上の水量区分の増加割合を重視

1ヶ月当たり		改定後使用料 (改定率)
基本使用料		870円 (+24.3%)
従量 使用 料	～10m ³	12円 (+20.0%)
	～20m ³	89円 (+27.1%)
	～40m ³	129円 (+29.0%)
	～100m ³	149円 (+29.6%)
	～500m ³	178円 (+31.9%)
	500m ³ 超	244円 (+35.6%)
臨時汚水		256円 (+28.0%)

モデルケース別の使用料増加（2ヶ月の使用料）

世帯人数 (平均水量)	現行 使用料	改定後 使用料	増加額 (増加割合)
1人 (16m ³)	1,716円	2,125円	+409円 (+23.8%)
2人 (30m ³)	2,530円	3,157円	+627円 (+24.8%)
3人 (40m ³)	3,300円	4,136円	+836円 (+25.3%)
4人 (46m ³)	3,960円	4,987円	+1,027円 (+25.9%)
5人 (56m ³)	5,060円	6,406円	+1,346円 (+26.6%)

現行の使用料体系では比較的低い水準にある中規模以上の使用者からの使用料収入を増加させることで、一般家庭への影響を抑えることができる。

2.下水道使用料の改定について

各体系案のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
使用料体系案① (全水量区分均一)	使用水量に関わらず、平均改定率と同等の負担増となるため、わかりやすく公平感がある。	
使用料体系案② (低水量区分重点)	大口使用者の水量が減少傾向にあっても、低水量区分の増収が確実に得られ、使用料収入額が安定する。	一般家庭の負担増割合が大きい。
使用料体系案③ (高水量区分重点)	一般家庭の負担増割合を抑えられる。	大口使用者の水量減少の影響を受けやすく、想定より収入増加しない恐れがある。

今回の審議について

下水道使用料の 改定について

- ◆ 来年度にいただく予定の答申へ向けた使用料体系の検討
 - ・ 改定後に想定する使用料単価の水準について
 - ・ 基本使用料、各従量使用料区分への配分について
 - ・ 改定を行う時期について